

次の日本国憲法の人権に関する条文を読み、あとの問いに答えなさい。

(1) 次の自由権に関する①～⑧の条文を、身体の自由に関するもの、精神の自由に関するもの、経済活動の自由にそれぞれ分け、記号で答えなさい。

- ①何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。また、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。(第18条)
- ②思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。(第19条)
- ③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。(第20条)
- ④集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。(第21条)
- ⑤何人も、[A]に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。(第22条)
- ⑥学問の自由は、これを保障する。(第23条)
- ⑦財産権は、これを侵してはならない。(第29条)
- ⑧何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。(第31条)

(2) (1)の③が定める、どんな宗教を信じてよいし、信じなくてもよい権利をとくに何といいますか。

(3) (1)の⑤空欄 [A] に当てはまる語を答えなさい。

(4) 日本国憲法第14条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とありますが、これについて、ある差別をなくすために1985年に制定された法律の名を答えなさい。

(5) 社会の変化にともない発生した「新しい人権」について、次の①～③に関する権利の名称を答えなさい。

- ①行政の内容を調べるため、役所に資料の公開を求める権利
- ②工場から出る排煙に対し、設備や操業の見直しを求める権利
- ③通販会社が住所などの情報を流出させたのに対し、損害賠償を求める権利

(1) 身体の自由	(1) 精神の自由
(1) 経済活動の自由	(2)
(3)	(4)
(5) ①	(5) ②
(5) ③	

- (1) ①、⑧が身体の自由に関する条文で、他に33, 36条などが該当します。
 ②、③、④、⑥が精神の自由に関する条文です。④が「集会・結社」のみで出題されると経済活動と間違えやすいので注意。
 ⑤、⑦が経済活動の自由です。⑤の職業選択は精神ではなく経済活動です。
- (2) 宗教を信じる・信じない自由を「信教の自由」といいます。この条文にある、国が宗教的活動をしては成らない原則は「政教分離」です。
- (3) 憲法の保障する自由権を制限するものは、「公共の福祉」です。
- (4) 憲法で禁止されている男女差別が、雇用や職業の中でいまだ残っています。
 そのため1985年に「男女雇用機会均等法」（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）が制定されました。
 この法律が制定される前提として、国連の「女子差別撤廃条約」を批准したことも覚えておきましょう。
- (5) ①は情報公開を求める「知る権利」です。知る権利のために、情報公開法が制定されました。
 ②は「環境権」です。環境権のために、環境基本法が制定され2001年に環境省が設置されました。
 ③は個人情報を守る「プライバシーの権利」です。プライバシーの権利のために、個人情報保護法が制定されました。

(1) 身体の自由 ①、⑧	(1) 精神の自由 ②、③、④、⑥
(1) 経済活動の自由 ⑤、⑦	(2) 信教の自由
(3) 公共の福祉	(4) 男女雇用機会均等法
(5) ① 知る権利	(5) ② 環境権
(5) ③ プライバシーの権利	